

昭和六二年(丙)第三九六号

控訴人 ローレンス・レペタ

被控訴人 国

昭和六二年六月二十四日

被控訴人指定代理人

遠山廣直

吉村剛久



東京高等裁判所第一七民事部 御中

準備書面(一)

東京法務局

被控訴人は、控訴人の昭和六二年五月一三日付け準備書面の主張に対し、次のとおり反論する。

一 控訴人は、右準備書面第一、第二において、傍聴人が法廷でメモを取る権利は、憲法二一条及び八二条により保障されている旨主張し、「知る権利」に関する判例として最高裁昭和五八年六月二二日大法廷判決及び最高裁昭和四四年一一月二六日大法廷決定を援用する。

しかし、控訴人が「知る権利」に関する判例として援用する最高裁昭和五八年六月二二日大法廷判決は、未決拘留により拘禁されている者の新聞紙図書等の閲読の自由を制限する監獄法及び同法施行規則の合憲性が争われた事案に関するものであり、また、最高裁昭和四四年一一月二六日大法廷決定は、報道機関の報道のための取材の自由に関するもので

あつて、法廷傍聴人の権利に関しては何ら触れてはいないのであるから、右判決・決定の趣旨をもつて、法廷においてメモを取る権利が憲法二一条により保障されているものとすることはできない。

また、憲法八二条の規定する裁判の公開に由来する法廷傍聴の権利は、法廷の物理的設備の許す限度において、自由に法廷に入りして自ら直接法廷で行われている手続を見聞する権利を意味するにすぎないのであって、それ以上に法廷においてメモを取る権利まで含むものではない。

したがつて、控訴人の右主張は理由がない。

二 控訴人は、右準備書面第三において、東京地裁が司法記者クラブ所属会社の記者に対してはメモを許しながら、それ以外の傍聴人に対してはメモを禁止する取扱いをしていることは、合理的な理由を欠き、憲法一四条に違反する旨主張する。

しかし、控訴人の右主張は、以下に述べるとおり理由がない。

1 原判決も述べているとおり、傍聴人が法廷内でメモを取ることを当然許容されているものではなく、メモを取ることについての裁判長の許可は法廷警察権に基づく措置であつて、許否の判断は裁判長の裁量に委ねられている。このことは、一般傍聴人のみならず、司法記者クラブ所属会社の記者についても該当するところである。

2 ところで東京地裁の実務上の取扱いとして、司法記者クラブ所属会社の記者に対してはメモが許可されているが、これは各裁判体が各別に判断して、報道の自由あるいは報道の公共性を尊重するという観点から、右報道機関に対してメモを許可する措置をとっているものであ

る。

訟

3 これに對して、一般傍聴人には右報道機関に認められるような積極的理由を認めるることはできないから、法廷におけるメモに関して、結果的に一般傍聴人に比して右報道機関を優遇することになるとしても、右取扱いは合理的なものである。

4 したがつて、右取扱いが憲法一四条に違反する旨の控訴人の主張は理由がない。

三 控訴人は、その準備書面第四において、本件で裁判長の行つたメモ採取禁止処分は、メモ禁止の目的。範囲に照らし、裁判長に与えられた裁量の範囲を逸脱している旨主張する。

しかし、控訴人の右主張は次のとおり理由がない。

東京法務局

メモを取ることについての裁判長の許可は、法廷警察権（裁判所法七一条、刑事案件の場合は更に刑訴法二八八条二項）に基づく措置であるが、これは、本来傍聴人に許容されず、一般的に禁止されている行為について、特別に禁止を解除し、許可を与えるものである。したがつて、許否の判断は裁判長の自由な裁量に委ねられていると解される。また、傍聴人に許否の裁判を求める申立権はなく、裁判長がこれを許さない場合において、いちいち理由を付する必要はないし、まして、不許可の裁判をしたり、傍聴人に不許可の理由につき説明をするなどの必要もないのである。